公益財団法人青森県老人クラブ連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人青森県老人クラブ連合会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者福祉の増進、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防を推進する事業
 - (2) ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする事業
 - (3) 地域における支え合い、暮らしの安全・安心に資する事業
 - (4) 前各号を普及啓発するための調査研究、各種会議の開催、機関紙の発行等
 - (5) 老人クラブの育成指導及び連絡調整
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 分担金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5)事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

ただし、果実は運用財産に繰り入れるものとする。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。 (基本財産の処分の制限)
- 第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって 管理しなければならず、基本財産の全部又は一部を処分しようとするとき及び基本 財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。 (資産の管理)
- 第8条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が定める。 (経費の支弁)
- 第9条 この法人の経費は、基本財産及び運用財産をもって支弁する。 (事業年度)
- 第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び予算)
- 第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評 議 員)

第14条 この法人に、評議員30名以上35名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の 財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員 を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の運用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員のうちには、理事及びその親族その他特殊の関係がある者並びに監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれないこと。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利 義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務の遂行に要した費用について は弁償することができる。

第5章 評 議 員 会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。 (決 議)
- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更

- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署 名人2人が記名押印するものとする。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (役員の構成)
- 第26条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊 の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになっては ならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係があるものを含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を総括し、常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 3 副会長はこの法人の運営に関し、必要に応じて会長に対し助言等を行う。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと する。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と しての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員がその職務の遂行に要した費用については弁償することができる。 (責任の免除又は限定)
- 第32条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198 条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要 件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低 責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第115条第1項の契約をいう。)を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理 事 会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事 故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197 条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったも のとみなす。
- 3 第1項にかかわらず、この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出 資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3 分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印するものとする。

第8章 会 員

(会 員)

- 第38条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員規程による。

第9章 事 務 局

(事 務 局)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が 消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、 評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認 定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団 体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長を今本芳穂とする。
- 4 この法人の最初の常務理事を西澤正規とする。